

様式第9号（第11条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可番号

京田辺市一廃許可収運5事第8号

住所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏名 安田産業株式会社

代表取締役 安田 奉春

令和5年2月17日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付けて許可する。

有効期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許可業務	一般廃棄物収集運搬業（積替及び保管を含まない） （事業系ごみ）
事業場 （営業所）の所在地及び名称	京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地 安田産業株式会社
その他の条件等	1 許可業務を実施するにあたり、交通法規を遵守し、苦情がないように地域住民にも十分配慮すること。 2 許可業務及びその関連する業務に関し、京田辺市長の指示に従うこと。 3 京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入時には、京田辺市職員の指示に従うこと。 4 許可業者が関連する事故等が発生した場合、事故等が発生した地域、業務を問わず、速やかに京田辺市長に報告すること。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び第7条の4の規定に従い、京田辺市長は、許可業者がその許可に際して付した条件に違反した場合、その事業の停止を命令し、または許可を取り消す。 6 漏水のおそれのある無蓋車での事業系ごみの収集運搬は、その事業系ごみが食品残渣を含まないものに限る。 7 京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入は、臨時的に使用する場合を除き、別紙車両を利用すること。

令和5年3月20日

京田辺市長 上村 崇



別紙

令和5年3月20日

京田辺市環境衛生センター甘南備園搬入車両について

氏名 安田産業株式会社
許可番号 京田辺市一廃許可収運5事第8号

京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入に際し、利用できる車両等について、下記のとおり定める。

記

1 京田辺市環境衛生センター甘南備園搬入車両

塵芥車 京都800は2017

塵芥車 京都800は894

塵芥車 京都800せ1063

塵芥車 京都800せ2153

塵芥車 京都800す1659

塵芥車 京都830す302

脱着装置付コンテナ専用車 京都100そ776

脱着装置付コンテナ専用車 京都400あ3898

2 搬入車両の追加登録、変更等及び廃止に係る手続き等について

搬入車両の追加登録、変更及び廃止を行うにあつては、その期間を問わず、事前に協議を行った後、書面にて京田辺市清掃衛生担当課に届け出ること。

以上